

一般社団法人 日本看護系大学協議会

令和2年度保健師助産師看護師学校養成所 指定規則の改正と大学における適用の考え方

●
令和2年10月

文部科学省 高等教育局 医学教育課
看護教育専門官 高橋良幸



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等教育局医学教育課が所管する医療系・福祉系人材

(1)医師 (2)歯科医師 (3)薬剤師

(4)看護師 (5)保健師 (6)助産師

(7)診療放射線技師 (8)臨床検査技師

(9)理学療法士 (10)作業療法士

(11)視能訓練士 (12)言語聴覚士

(13)臨床工学技士 (14)義肢装具士 (15)救急救命士

(16)歯科衛生士 (17)歯科技工士

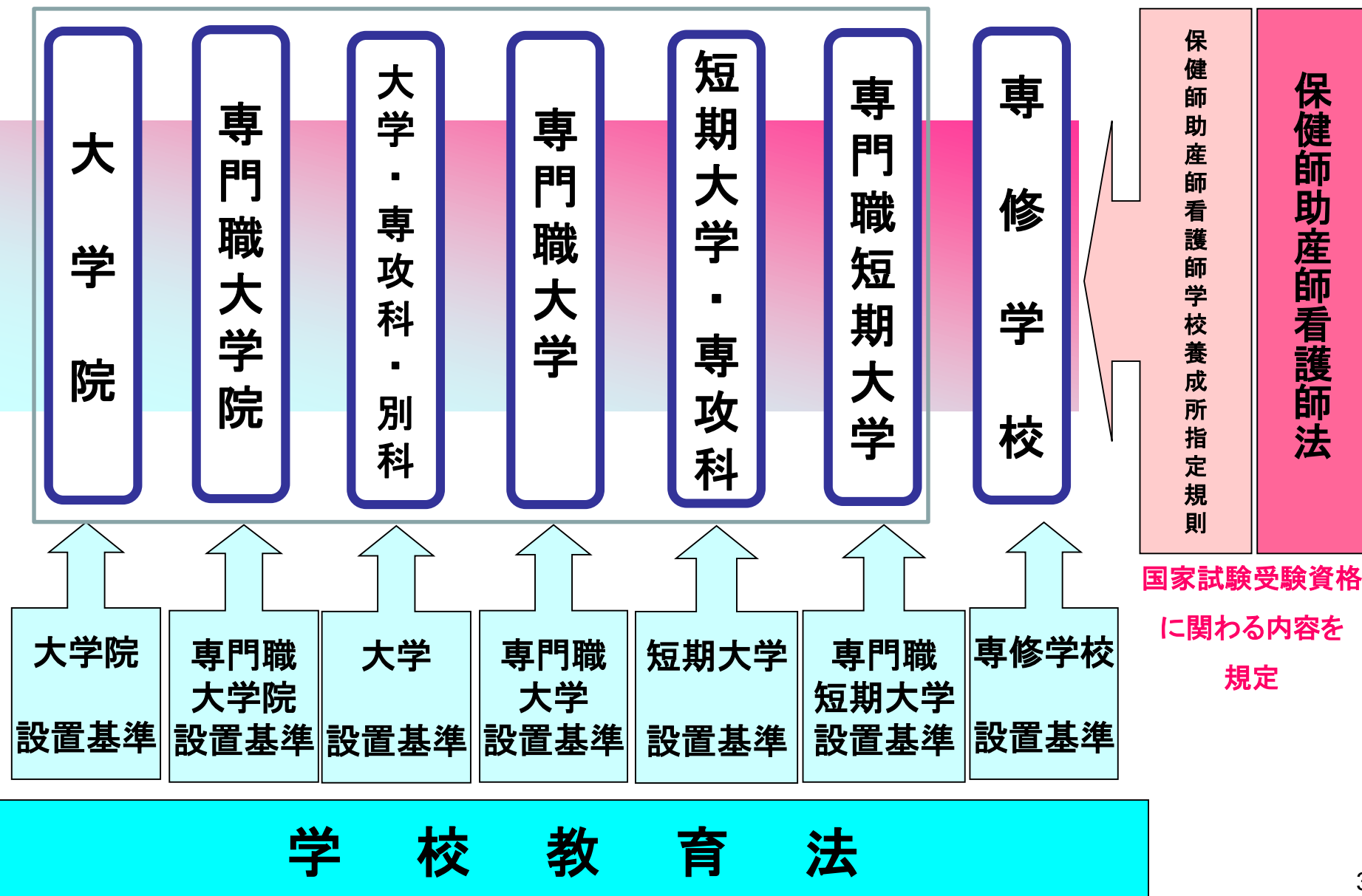
(18)あん摩マッサージ指圧師

(19)はり師 (20)きゅう師 (21)柔道整復師

(22)社会福祉士 (23)介護福祉士 (24)精神保健福祉士

計24資格者

高等教育機関の設置基準と看護職資格制度との関係



学校教育法等における各教育機関の目的

専修学校	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの (学校教育法 第二百二十四条)
大学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 (学校教育法 第八十三条)
専攻科	大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 (学校教育法 第九十一条第二項)
別科	大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。 (学校教育法 第九十一条第三項)
修士課程	修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。(大学院設置基準 第三条)
専門職大学院	専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする (専門職大学院設置基準 第二条)
専門職大学	前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする (学校教育法 第八十三条の二)

高等教育機関の各設置基準における教育課程の編成方針

専修学校	第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。
大学	第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
修士課程	第十一条 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
専門職大学院	第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。
専門職大学	第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

1. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 令和2年の改正内容

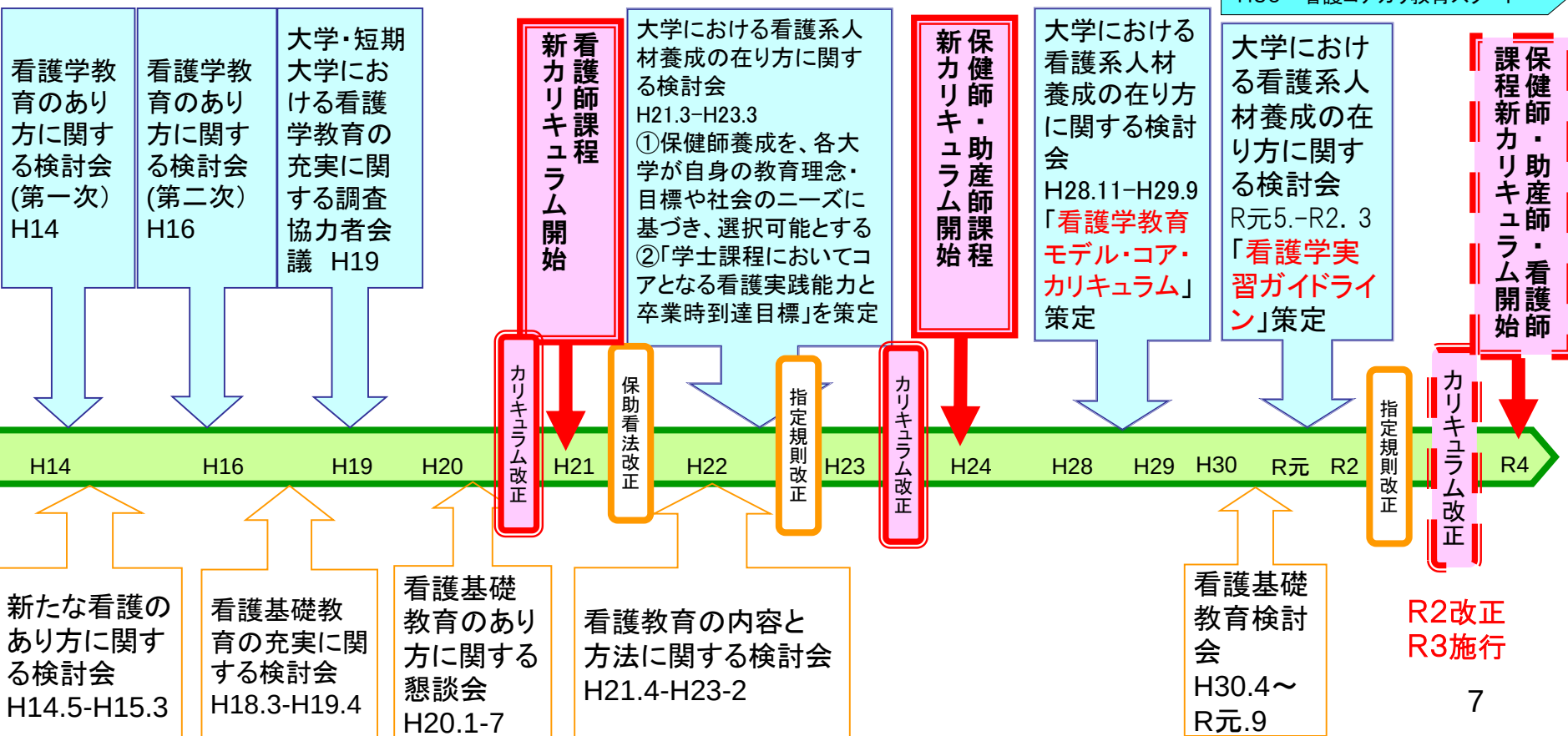


近年の看護師等養成制度改革及び看護教育行政の動き

文部科学省関係

看護系大学における看護教育のさらなる充実

H30～看護コアカリ教育スタート



厚生労働省関係



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

改正の趣旨

- 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「規則」という。)においては、保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所、准看護師学校養成所の指定基準として、それぞれの学校養成所における必要な教育内容を定めている。
- 今般、人口及び疾病構造の変化や療養の場の多様化等を踏まえた看護基礎教育の内容と方法について、「看護基礎教育検討会」において検討が行われ、令和元年10月15日に同検討会において「看護基礎教育検討会報告書」が取りまとめられた。

保健師養成にかかる別表一の改正内容

- 総単位数を28単位から31単位に充実。
- 昨今の災害の多発、児童虐待の増加等により減災や健康危機の予防・防止が重要となっている中、疫学データ及び保健統計等を用いて地域をアセスメントし、それらの予防や防止に向けた支援を展開する能力の強化が求められている。併せて、健康課題を有する対象への継続的な支援と社会資源の活用等を実践する能力の強化も求められていることから、事例を用いた演習等の充実を図るため、「公衆衛生看護学」を現行の16 単位から2単位増の18 単位とする。
- ケアシステムの構築や地域ニーズに即した社会資源の開発等を推進するために、施策化能力の強化を目指し、政策形成過程について事例を用いた演習等の充実を図るため、「保健医療福祉行政論」を現行の3単位から1単位増の4単位とする。

別表一 (保健師)

改正箇所は下線で表示

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論 個人・家族・集団・組織の支援 公衆衛生看護活動展開論 公衆衛生看護管理論	18(16) 2 16(14)	2単位増 健康危機管理を含む
疫学	2	
保健統計学	2	1単位増
保健医療福祉行政論	4(3)	
臨地実習 公衆衛生看護学実習 個人・家族・集団・組織の支援実習 公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	5 5 2 3	保健所・市町村での実習含む 継続した指導含む
合計	31(28)	3単位増

備考一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつその学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

23単位から26単位へ変更

助産師養成にかかる別表二の改正内容

- 総単位数を28単位から31単位に充実。
- 「助産診断・技術学」については、周産期のメンタルヘルスやハイリスク妊産婦への対応、正常な妊娠経過を診断する能力、正常からの逸脱の判断や異常を予測する臨床判断能力、緊急時に対応できる実践能力を養うために現行の8単位から2単位増の10単位とする。
- 「地域母子保健」については、産後うつ等の周産期におけるメンタルヘルスや虐待予防等への支援として、多職種と連携・協働し、地域における子育て世代を包括的に支援する能力が求められていることから、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化することが重要であるため、現行の1単位から1単位増の2単位とする。

別表二（助産師）

改正箇所は下線で表示

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	6(5)	
助産診断・技術学	<u>10</u>	2単位増
地域母子保健	<u>2</u>	1単位増
助産管理	2	
臨地実習 助産学実習	11 11	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合計	<u>31(30)</u>	3単位増

備考一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつその学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

17単位から20単位へ変更

看護師養成にかかる別表三の改正内容

- 総単位数を97単位から102単位に充実。
- 教育内容として「看護の統合と実践」が創設されて約10年が経過し、その意義が浸透したこと、「専門分野Ⅰ」、「専門分野Ⅱ」、「統合分野」は必ずしもこの順で一方向的に学ぶのではなく、教育の実態から双方向的に往来しながらの学習もあり得ることから、各養成所が教育理念や目標に合わせてカリキュラムを編成しやすくなるよう、「専門分野Ⅰ」、「専門分野Ⅱ」、「統合分野」の区分を1つにまとめて「専門分野」とした。
- 情報通信技術(ICT)の発展により、看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要であり、またコミュニケーション能力の更なる強化が必要であることから、「基礎分野」について3年課程では現行の13単位から1単位増の14単位、2年課程では7単位から1単位増の8単位とした。

- 「専門基礎分野」の「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」については、解剖生理学や薬理学等を充実させ、臨床判断能力の基盤を強化するための講義・演習の充実を図る必要があることから、3年課程では現行の15 単位から1単位増の16 単位とした。
- 「専門分野」の「基礎看護学」は、臨床判断能力や倫理的判断・行動に必要な基礎的能力を養うための演習の強化を目指し、3年課程では現行の10 単位から1単位増の11 単位とした。
- 「専門分野」の「地域・在宅看護論」は、対象者及び対象者の療養の場の拡大を踏まえ、3年課程では現行の4単位から2単位増の6単位、2年課程では現行の3単位から2単位増の5単位とした。
- 「専門分野」の臨地実習では、教育効果を高める観点から、各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、領域ごとの最低単位数を示した。

別表三 (看護師)

改正箇所は下線で表示

教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 14 1単位増
専門基礎分野	人間の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 16 1単位増
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 11 1単位増
基礎分野Ⅰ 基礎分野Ⅱ 統合分野 の区分を廃止	6(4) 2単位増
「在宅看護論」が「地域・在宅看護論」へ	6 4 4 4 4 4 4 23 教育内容を問わない実習6単位を含む
統合分野にあった「在宅看護論」が「地域・在宅看護論」となる	3 2 4 成人と老年を統合し 4単位となる
5単位増	2 備考三
合計	102(100) 参照

別表三 (看護師)

備考一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校(同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- ニ 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- ホ 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- ヘ 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- ト 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- チ 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上並びに専門分野四十三単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五 臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学校又は養成所が教育内容を問わずに定めることができるものとする。

2. 新指定規則の看護系大学への適用に関する 課題と対応について

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第一次報告（令和元年12月20日）

大学における看護系人材の充実に向けて、看護系大学への指定規則の適用に関する課題と対応策について取りまとめた

I. 看護系大学を取り巻く環境

『「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の策定および運用に関するガイドライン』（平成28年 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

- 個々の大学は、自大学の精神や強み・特色等を踏まえ、三つのポリシーを適切に策定し、それらに沿った充実した大学教育を自主的・自律的に展開すること

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年 中央教育審議会）

- 各大学が自大学の教育の質を保証するためには、自ら示した三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開する
- 成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・充実につなげることが重要である

II. 大学における看護系人材養成充実に向けた検討の経緯

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 (平成23年)

- 学士課程における看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の在り方、新たな看護学教育とその質の保証の在り方が示された
- 学士課程において、**コアとなる看護実践能力と卒業時到達目標**（5つの能力群と20の看護実践能力）を提示

看護学教育モデル・コア・カリキュラム策定・公表 (平成29年)

- 学士課程における看護系人材養成の充実と社会に対する質保証のため、看護系の全ての大学が学士課程における看護師養成のための教育において、**共通して取り組むべきコアとなる内容を抽出し、カリキュラム編成の参考となるよう列挙された学修目標を提示**

Ⅲ. 指定規則改正案を踏まえた看護系大学における教育課程の編成上の留意事項

1. 指定規則の改正案の適用

今後の社会情勢の変化や国民のニーズに対応できるように、各看護系大学は担うべき役割を明確にし、大学が自ら教育課程を編成するという、大学設置基準に示されている前提に立ち、指定規則の適用および運用をしていくことが必要である

看護師養成課程の総単位数に新たに括弧が表された (別表三 備考三)

- 保健師課程を選択または必修としている大学が十分な検討をせずに、看護師学校に係る単位を減じることがないように、括弧の単位を適用することの妥当性を慎重に吟味した上で、指定又は変更申請を行うことが必要である
- 保健師課程を選択しない学生には適用されない

2. 指定規則改正を踏まえた今後の教育課程の編成

学士課程における看護学教育の特質の再確認

- ① 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程
- ② 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程
- ③ 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程
- ④ 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程
- ⑤ 教養教育が基盤に位置付けられた課程

卒業時に修得できている能力だけに着目するのではなく、卒業後、自分自身で物事を考え組み立て、学修した知識・技術を統合していく力を獲得できるように教授していくことが重要

独自性のある教育課程を編成する必要性

- ・ 指定規則は国家試験受験資格の取得にかかる**必要最低限の基準**
- ・ 看護学教育モデル・コア・カリキュラム等の**外部基準**を参照しながらこれまで以上に効果的かつ効率的な**独自の体系化された教育課程を、自ら編成していくことが必要**

教育内容と教育方法の充実の必要性

教育内容

- 在宅領域を含む地域における看護実践に関する教育内容について、早期からの学修、科目内容の充実に向け、現行カリキュラムを検討し、必要と判断したら改正していくことが大学に求められている
- 多職種連携において看護職者に期待される役割は大きく、専門職連携教育の充実を図ることが期待されている
- 高い実践力を修得していくには、臨床判断能力（臨床推論力）の修得への期待も高く、現行の科目の工夫だけでなく、新規科目の可能性も検討することが必要である

教育方法

- 知識伝達型の授業形態から、ブレインストーミング、ロールプレイ、PBL（Problem-Based Learning）、シミュレーション教育等、アクティブラーニングへの積極的な転換を図るなど、ディプロマ・ポリシーを見据えながら、カリキュラムポリシーにのっとり、講義、演習、実習を有機的に関連付け、組み合わせたカリキュラムとなるように工夫することが必要である
- 継続的に教育方法とその評価方法を工夫していくことが求められる

IV. 看護系大学における質保証に向けた今後の課題

臨地実習の質の保証・充実に向けた検討の継続の必要性

○助産師養成において、出産数が減少傾向にある中、シミュレーション教育導入等、演習の充実を図り、妊娠期ケア能力および分べん期ケア能力を含む、妊娠期から子育て期にある母子と家族を切れ目なく継続的に支援する能力の向上を担保できる、演習と実習の有機的連動を検討することが必要

○保健師養成では、見学中心の実習ではなく、学生が実施した実践を振り返り評価して次の実践につなげることのできる実習、演習と実習を連動させること、健康危機管理や政策形成能力の強化が課題

○看護学教育モデル・コア・カリキュラムの項目F「臨地実習」にて、臨地実習の学修目標を示してきているが、教育方法や実習科目の体制づくりまでに踏み込んだ内容はない



「看護学実習ガイドライン」へ展開
令和2年3月30日公表 文部科学省

教育方法の向上に向けた取り組みの必要性

- 教員の量的確保も重要であるが、学位を有していることに加え、臨床実践力を問うなどの教員の教育力の保証に関する検討が必要
- アクティブラーニングの活用などの工夫により、同じ単位、時間の中でもっと多く学修できると捉え、講義・演習・実習の教育方法を検討すべき
- 若手教員の教育力の向上への支援とあわせて研究時間の保証等、教員の育成に関し、積極的な取り組みが期待される
- カリキュラムを検討する際、教育方法に関する研究知見を積極的に活用するとともに、自大学に活用した際の効果についても適切に評価し、更に効果的な教育方法に関する研究を積み重ねていくことが必要

看護実践能力の評価の仕組みを検討する必要性

- 学生の生涯にわたる自分自身の教育力を強化できる教育課程及び教育方法となっているか評価し、工夫していくことが必要

指定規則の在り方を含めた教育の質保証に関する課題

- 教育の質保証に関して、指定規則に替わる教育の質保証の仕組みの必要性が指摘され、第三者評価によって教育水準を担保するなど、指定規則の趣旨を上回る教育の質を保証する体制が必要である
(自己評価、機関別評価、分野別評価の活用による教育プログラムの評価)

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

1. 目 的

大学における看護学教育の更なる充実に向け、専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告を取りまとめる。

2. 検討事項

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則を大学において適用するに当たっての課題と対応策について

(2) その他、大学における看護系人材養成に係る事項について

3. 開催状況

全7回

(令和元年5月16日

～令和2年3月9日)

秋山 正子

井村 真澄

大島 弓子

岡島 さおり

(川本 利恵子

鎌倉 やよい

釜 范 敏

上 泉 和子

岸 恵美子

小見山 智恵子

鈴木 克明

◎ 高田 邦昭

中根 直子

彦根 倫子

平野 かよ子

○ 宮崎 美砂子

柳田 俊彦

<オブザーバー>

島田 陽子

株式会社ケアーズ代表取締役 白十字訪問看護ステーション統括所長・認定NPO法人マギーズ東京センター長

日本赤十字看護大学看護学部母性看護学/看護学研究科国際保健助産学専攻研究科長・教授(公益社団法人全国助産師教育協議会会長)

豊橋創造大学保健医療学部・大学院健康科学研究科 看護学科長・教授(一般社団法人日本私立看護系大学協会会長)

公益社団法人日本看護協会常任理事

公益社団法人日本看護協会常任理事 ※第1回まで)

日本赤十字豊田看護大学学長(一般社団法人日本看護系大学協議会 看護学教育質向上委員会委員長 ※第4回より)

公益社団法人日本医師会常任理事

青森県立保健大学学長

(一般社団法人日本看護系大学協議会代表理事)

東邦大学看護学部・大学院看護学研究科教授

(一般社団法人全国保健師教育機関協議会会長)

東京大学医学部附属病院副院長・看護部長

熊本大学教授システム学研究センター長・教授

群馬県立県民健康科学大学学長

日本赤十字社医療センター周産母子・小児センター副センター長・看護副部長(※第4回より)

神奈川県平塚保健福祉事務所保健福祉部長・地域統括保健師(※第4回より)

宮崎県立看護大学学長

(一般社団法人公立大学協会看護・保健医療部会会員)

千葉大学副学長・大学院看護学研究科教授

宮崎大学医学部看護学科教授

計17名

※50音順・敬称略

看護系大学の教職員の皆様へ

(令和2年9月9日事務連絡内容より)

文部科学省では、医療系学部において、**薬害防止に関する教育**がなされるよう
をお願いしております。

特に、学生だけでなく教職員を含め、**薬害被害にあわれた方の意見・体験等を
直接聞く機会**を設け、適切な医療倫理・人権学習等の授業や、複数回にわたり
様々な薬害被害者の声を聞き、再発防止について議論をする授業等を積極的に実
施されるよう御検討願います。

薬害問題に対する各大学の取組状況（％）

令和2年度調査	看護学部	医学部	薬学部
薬害被害に ついて学ぶ 授業	実施している	98.8%	100%
	検討中	0%	0%
	実施していない	1.2%	0%
薬害被害者 の声を聞く 授業	実施している	60%	81%
	検討中	17%	2%
	実施していない	22%	15%

授業や職員研修等
の実施に当たって、
全国薬害被害者団
体連絡協議会に講
師派遣の御協力を
いただけます。

講師派遣窓口
yakuhiren.lecturer
@gmail.com

ご視聴ありがとうございました。